

鹿児島県文化センター（宝山ホール）施設等利用料金の改定について

令和元年10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、鹿児島県文化センター（宝山ホール）施設基本利用料金及び附属施設・設備等利用料金の改定を行うこととなりました。

令和元年10月1日以降の施設のご利用に関する料金表の適用については、原則として「納入日」を基準とすることとしますが、詳細については下表のとおりとなります。

利用者の皆様には、何とぞご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 1 利用料金改定日：令和元年10月1日
- 2 事務処理

内 容		運用する利用料金表	留意事項
利用許可に関する事 こと	9/29 までに利用許可を受けたもので、 9/30 までに利用料金を納入された 場合の施設基本利用料金	旧利用料金表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9/29 以前にお申し込みいただき、旧料金で利用許可をした施設の予約についても、9/30 までに利用料金の納入がない場合には、新料金表に基づき再計算した金額をいただきます。 ・ 10/1 以降、施設基本利用料に影響がある変更の申し出があった場合には、新料金表に基づき再計算した金額をいただきます。
	9/29 までに利用許可を受けたもので、 10/1 以降に利用料金を納入される 場合の施設基本利用料金	新利用料金表	
	10/1 以降に利用許可（変更許可を含む）を受けた場合の施設基本利用料金	新利用料金表	
利用許可変更に関する事 こと	施設基本利用料金に影響がある変更について、9/29 までに利用変更許可を受け、その差額（不足額）が、 9/30 までに納入された 場合の施設基本利用料金	旧利用料金表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9/29 までに変更許可し、利用料金を納入した場合であっても、10/1 以降、再度変更の申し出があった場合には、新料金表に基づき再計算した金額をいただきます。
	施設基本利用料金に影響がある変更について、9/29 までに利用変更許可を受け、その差額（不足額）が、 10/1 以降に納入される 場合の施設基本利用料金	新利用料金表	
附属施設・設備等利用料金		新利用料金表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10/1 以降の利用については、新利用料金表の適用となります。 ・ 9/29 までに設備等利用料が確定し、9/30 までに納入された場合には、旧利用料金表の適用となります。

※ 令和元年9月30日（月）は休館日となります。このため、9/30は利用料金の納入やお電話等でのお問い合わせについては、お受け出来ませんので御了承ください。
（ただし、銀行等からの振込については9/30付け入金まで受け付けます。）